

将来のごみ処理体制を踏まえたごみの減量・資源化施策 (生ごみ及び紙おむつ資源化)に係るサウンディング調査(対話)実施要領

1 サウンディング調査とは

サウンディング調査とは、民間事業者から広く意見、提案を求める市場調査のことを言い、【検討の早い段階で民間事業者との対話を通して事業の方向性、市場性の有無、市場性を高めるためのアイデアを得ること／事業手法等を検討するにあたり、民間事業者との対話を通して、市場の動向や民間事業者の意向等を把握し、公募に向けた条件整理】等を目的に実施するものです。

2 サウンディング調査(対話)の目的

本市では、環境負荷の少ない循環型社会の構築や焼却施設の老朽化等を背景として、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指し、ごみの減量・資源化に積極的に取り組んできました。

本市唯一の焼却施設については、老朽化及び地元住民との協定により令和6年度末をもって停止します。その後は、新焼却施設は建設せず、徹底した減量・資源化を進めた上で、燃やすごみについては、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、隣接する逗子市既存焼却施設で焼却することとしています。

今後の燃やすごみの減量・資源化策としては、主に家庭系生ごみ及び紙おむつの資源化を検討しています。

家庭系生ごみの資源化については、処理の安定性や費用対効果、温室効果ガス削減の観点から、好気性微生物を活用した、減容・資源化施設を市内に建設することを検討しています。

施設整備にあたっては、先行し日量5トン未満の小規模施設を稼働させ、令和10年度中に施設規模を日量24トンに拡大し、市内全域の家庭系ごみ約6,500トン进行处理する予定です。

また、家庭系・事業系ごみにおいて一定割合を占める紙おむつの資源化にあたっては、環境省が策定した「使用済紙おむつ再生利用等に関するガイドライン」等に基づき、施設整備を図るか、または民間事業者への業務委託について検討を行うこととしています。

これらについて、生ごみ資源化又は紙おむつの資源化(使用済み紙おむつの再生利用等)に係る民間事業者の知見やノウハウ、意向等を把握することを目的に本調査を実施するものです。

3 サウンディング調査(対話)概要

(1) 名称

将来のごみ処理体制を踏まえたごみの減量・資源化施策(生ごみ及び紙おむつ資源化)

に係るサウンディング調査（対話）

(2) 主な対話のテーマ

ア 生ごみ資源化施策

<御提案いただきたい事項>

- ① 生ごみ資源化方法に係る事項
→具体的な資源化手法、フロー図、実績等
- ② 成果物の用途、活用方策に係る事項
→堆肥、飼料等
- ③ 地域（周辺）住民への負荷軽減方策、還元に係る事項
→臭気対策、負担軽減策、建物の景観的配慮、地域還元策等
- ④ 施設建設・維持管理・運営に係る事項
→施設面積、費用、メンテナンス等
- ⑤ 環境負荷の軽減に係る事項
→具体的な環境負荷軽減の数値等（他の処理方法との比較）

など

イ 紙おむつ資源化施策

<御提案いただきたい事項>

- ① 紙おむつ資源化方法に係る事項
→具体的な手法、フロー図、実績等
- ② 成果物の用途、活用方策に係る事項
→熱回収等
- ③ 地域（周辺）住民への負荷軽減方策、還元に係る事項
→臭気対策、負担軽減策、地域還元策等
- ④ 維持管理・運営に係る事項
→費用、メンテナンス等
- ⑤ 施設整備の方法に係る事項
→BPO方式、民営民設、誘致等の可能性
- ⑥ 環境負荷の軽減に係る事項
→具体的な環境負荷軽減の数値等（他の処理方法との比較）

など

(3) 前提条件等

本市のごみ処理施策の方向性については、次の資料を参照ください。

- ・第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画見直し（素案）
- ・将来のごみ処理体制についての方針（平成31年3月公表）
- ・鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（令和2年8月策定）

(4) 参加申し込み方法等

ア 申込期間

令和3年(2021年)4月14日(水)から令和3年(2021年)5月7日(金)まで

イ 申込方法

参加を希望する場合は、別紙「参加申込書(エントリーシート)」及び提案テーマに係る回答を、電子メールにより下記問い合わせ先までお申し込みください。

(5) ヒアリング方法等

ア ヒアリング実施期間

参加申込書提出日翌日から令和3年(2021年)5月25日(火)まで

イ ヒアリング方法

対面式

アイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別に実施します。

※オンラインでの実施をご希望の場合は、別途ご相談ください。

4 参加対象者

(1) 参加条件

参加できるものは、次のいずれかに該当するものとします。

ア 事業の実施主体となり得る、もしくは実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ(これらに準ずる団体を含む。)

イ 事業体制の構築をコンサルティングできるもの

(2) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

イ 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月6日鎌倉市条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

ウ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

5 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

サウンディングへの参加実績は、今後の事業者公募や事業者選定などにおける評価や選定に影響を与えるものではありません。

(2) 費用負担

書類の作成・提出・対話等、サウンディングへの参加に要するすべての費用は、参加者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

(4) 実施結果の公表

本サウンディングの実施結果については、概要を市のホームページで公表します。

公表にあたっては、事業者のノウハウ保護等を考慮し、参加者名は公表せず、内容についても事前に参加者に確認します。

6 問い合わせ先

鎌倉市環境部環境施設課

鎌倉市御成町 18 番 10 号

Tel : 0467-23-3000（内線 2349）

E-mail : siseken@city.kamakura.kanagawa.jp

担当 : 鬼頭